交通海難遺児教育手当

宮城県では、交通遺児等を養育している方に対して、教育手当を支給しております。 以下に支給要領等について説明いたします。

1 目的

交通遺児等を養育している方に対して教育手当を支給することによって、交通遺児等を激励し、 健全な育成を図ることを目的としております。

2 支給要件

この手当は、交通遺児等(交通事故又は海難事故により、その養育している父母の一方又は双方が死亡した児童、生徒で、死亡した父母に代わる父母がいない児童、生徒のこと)を養育している者(養育者)に支給されます。

3 手当の額

交通遺児等が1人の場合 月額3,000円 2人以上の場合は1人増す毎に月額1,000円加算した額

4 申請

- 1)提出書類
 - ①交通遺児等教育手当受給資格認定申請書(2部)
 - ②養育者及び交通遺児等の住民票(1部)
 - ③学校長が発行する交通遺児等に係る在学証明書(1部)
 - ④事故証明書(原本1部)
 - ⑤死亡診断書(死体検案書)又は海上保安部長の死亡報告書(1部)

2) 時期

随時受け付けしております。お子様が通学している学校へ連絡してください。

3) 更新

一度認定されると、自動的に更新されます。

4) 変更

当初申請時と申請内容(住所変更、手当振込口座変更、受給者の婚姻等)に変更が生じた場合はすみやかに学校へ連絡願います。

なお、詳しくお知りになりたい場合は学校担当者までお問い合わせください。